

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
氷見市		小境	前田	2035番	1号
		〃	〃	263番 地先水路	2号
		〃	〃	264番 1	3号
		〃	〃	261番	4号
		〃	〃	262番	5号
		〃	〃	252番	6号
		〃	〃	2035番	7号

(砂防課)

富山県告示第102号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

富山市山本地区急傾斜地崩壊危険区域

平成12年5月17日富山県告示第312号で指定した標柱1号から標柱4号を順次結んだ線、標柱1号、次に掲げる土地に存する標柱9号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と同告示の標柱4号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
富山市		山本	五郎川	2116番 5	9号
		〃	〃	2115番 1	10号
		〃	丸山	2002番	11号
		〃	〃	2006番 1	12号
		〃	〃	1906番	13号

		〃	〃	1907番	14号
		〃	〃	1907番	15号

(砂 防 課)

富山県告示第103号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	所在地	開設者	認定有効期間
富山市立富山市民病院	富山市今泉北部町2番地1	富山市	自 令和2年4月1日 至 令和5年3月31日
独立行政法人地域医療機能推進機構高岡ふしき病院	高岡市伏木古府元町8番5号	独立行政法人地域医療機能推進機構	自 令和2年4月9日 至 令和5年4月8日
医療法人財団恵仁会藤木病院	中新川郡立山町大石原225番地	医療法人財団恵仁会	自 令和2年4月19日 至 令和5年4月18日

富山県告示第104号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営五鹿屋花島地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類

県営五鹿屋花島地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年3月11日から

令和2年4月9日まで

3 縦覧の場所

砺波市役所

南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第105号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営石黒西部地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営石黒西部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年3月11日から

令和2年4月9日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第106号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営中沖南部地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営中沖南部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年3月11日から

令和2年4月9日から

3 縦覧の場所

富山市役所

射水市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第107号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

令和2年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

氏名	担当する医療の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	

上村 吉穂	泌尿器科	高岡市民病院	高岡市宝町4番1号	令和2年3月1日
高桜 明子	内科	黒部市民病院	黒部市三日市1108番地1	令和2年3月1日

富山県告示第108号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
阪神調剤薬局高岡店	高岡市新横町1059番地ノダケビル1階101号室	育成医療、更生医療	調剤	令和2年3月1日
阪神調剤薬局かたかご店	高岡市能町南三丁目45番地の2	育成医療、更生医療	調剤	令和2年3月1日
阪神調剤薬局広小路店	高岡市広小路6番1号	育成医療、更生医療	調剤	令和2年3月1日
クスリのアオキ新野村薬局	高岡市野村1846	育成医療、更生医療	調剤	令和2年3月1日
クスリのアオキ戸出薬局	高岡市戸出町五丁目1番1号	育成医療、更生医療	調剤	令和2年3月1日
訪問看護ケアユニットりんく	高岡市福岡町大野 194番地13	育成医療、更生医療	調剤	令和2年3月1日

富山県告示第109号

保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第189条の規定による
告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を滑川市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和2年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県滑川市本江字御花山63、72から74まで、東福寺字小杉谷1、2、548
の3

2 所在が不分明である通知の相手方

西野和夫、古井与七郎、黒川五郎右エ門、山口清次郎、山本利次、酒井喜七、
稲谷兵吉

3 通知の内容

1の森林について、令和元年12月2日富山県告示第496号で告示したとおり
保安林の指定施業要件を変更する予定である。

4 森林法第189条による掲示

令和2年2月20日から滑川市役所に掲示した。

富山県告示第110号

市街地再開発組合の事業計画の変更の認可について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第17条の規定により、次のとおり総曲輪三丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告する。

令和2年3月11日

- (2) 主たる営業所の所在地 滑川市北野 170番地
- (3) 代表者の氏名 大浦 英明
- (4) 許可番号 富山県知事許可（般・特-30）第9758号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業（注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。）のうち、民間工事（次のいずれにも該当しないものをいう。）に係るもの

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事

イ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事

(2) 停止を命ずる期間

令和2年3月18日から同年4月1日まで

4 処分の原因となった事実

株式会社星良工務店は、民間工事の発注者から直接請け負った工期を平成30年1月から同年5月までとする工事において、資格要件を満たす監理技術者を置かなかった。

このことが、建設業法第26条第2項の規定に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和2年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
富山県立中央病院清掃業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号
- 3 落札者を決定した日
令和2年2月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
アルコット株式会社 富山市二口町三丁目5番地の5
- 5 落札金額
288,530,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年1月20日
- 8 その他必要な事項
令和2・3年度の長期継続契約

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和2年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達物品等の名称及び数量
電子複写機による複写サービス 3区分(D～Fランク) 各一式
 - (2) 調達物品等の規格、機能、性能等
-

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和2年7月1日から令和6年6月30日まで（48箇月）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(4) 納入場所

富山県出納局総務会計課が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和元年富山県告示第294号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和元年富山県告示第294号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課 用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

令和2年3月11日から同年4月6日までの間（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 応札仕様書等の提出期限

令和2年4月13日 午後5時15分

(4) 入札書の受領期限

令和2年4月21日 午前10時00分（郵便による場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。）

5 入札・開札の日時、場所等

(1) 開札の日時

Dランク 令和2年4月21日 午前10時00分

Eランク 令和2年4月21日 午前10時15分

Fランク 令和2年4月21日 午前10時30分

(2) 開札の場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

入札書は様式1～3によるものとし、入札金額は、各項目の1枚当たりの単価に基準枚数を乗じた価額の総価を記載すること。落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。